

令和5年度海区漁場計画作成基準の運用

令和4年9月12日制定

1 共同漁業権（小型定置漁業を除く。）

(1) 第一種共同漁業

ア 対象種目は、原則として、次の表に掲げる生物とする。ただし、地域の特性により実際に利用されている資源で増殖、操業日の制限など資源管理が行われている生物であって、漁業権の設定が必要と認められる漁業は、この限りでない。

区分	生物名
藻類	わかめ、こんぶ、まつも、ひじき、いわのり、てんぐさ、つのだ、ふのり
貝類	あわび、くぼがい、いがい、ほたてがい、あさり、ほっきがい、かき
その他	うに、なまこ、ほや、えむし、たこ

イ 漁場の区域の拡大要望がある場合は、対象生物の生息状況、現在の漁業の実態を勘案し、漁業権の設定が必要と認められる場合に限り、必要最小限の範囲内で認める。

ウ 人手不足等により生産力が十分に発揮されていない漁場については、地域の枠を超えて有効活用できるように、組合員行使権を有する者の資格の住所要件を緩和するなど、漁業権行使規則の内容変更に対応する。

(2) 第二種共同漁業

ア いかり止底刺し網漁業に係る網目制限及び漁具総延長制限は、漁業権行使規則において定めるものとする。

イ いかり止底刺し網漁業の統数は、行使要望と過去の行使実態から客観的に判断し、調整が図られる統数とする。

ウ 磯建網（たが網を含む。）の統数は、次のとおりとする。

(ア) 3月から8月の統数は、概ね要望どおりとする。

(イ) 9月から翌年2月の統数は、現行（切替前の9月から12月）どおりとする。

(3) 県境の漁場区域の標記については、隣県の標記方法との整合について配慮するものとする。

(4) 漁業権を一旦放棄した海域については、原則として漁業権を設定しない。ただし、港湾管理者の同意を得た場合は、この限りでない。

なお、港湾整備計画のある海域は、必要性が認められる場合に計画する。

(5) 海面と内水面の漁業権の境界は、必要に応じて海区及び内水面の両委員会でも協議して決めるものとする。

2 区画漁業権

(1) 栽培漁業に係る取扱い

栽培漁業に係る種苗の中間育成及びこれにかかる餌料確保のための養殖は、次により取り扱う。

ア あわび等の長期にわたり水面を占有するものは、漁業権の対象として取り扱う。

イ さけ等の短期間（概ね3ヶ月）に仮設的に行うものは、漁業権の対象としない。

ウ 餌料用の海藻を生産する場合であっても、区画漁業権の内容たる方法で生産する場合は、漁業権の対象として取り扱う。

(2) 漁業の種類

ア 基準第4のⅢの1の(1)のイに定める「確実な操業」とは過去の実績、漁場環境及び養殖技術などを勘案して判断する。

イ 行使実績のない漁業の種類を存続する場合又は新規に漁業の種類を追加する場合は、具体的な事業計画があり、実現が見込まれる場合に限り計画する。なお、使用する養殖施設の形態や管理の方法が大きく異なるなど、活用漁業権とおおむね等しい類似漁業権として設定できない場合は、新規の漁業権として設定する。

(3) 漁場の区域

区域を拡大する場合は、原則として過去の行使において空き施設がなく、新規着業、協業化、省力化、一人当たりの行使規模の拡大が配慮されているものとする。

(4) 新規着業及び規模拡大等の促進

団体漁業権について、意欲ある組合員が円滑に新規着業又は規模拡大できるように、また、人手不足等により生産力が十分に発揮されていない漁場を地域の枠を超えて有効活用できるように、組合員行使権を有する者の資格の住所要件を緩和するなど、漁業権行使規則の内容変更に対応する。

(5) 新しい養殖対象種の導入

関係者との調整に時間が掛かる等の理由により、一斉切替えに間に合わない場合には、一斉切替え後に途中免許の手続きを行うことも視野に入れて、慎重に調整する。

(6) その他

ア 港湾整備計画のある漁場については、必要性が認められる場合に計画する。

イ 基準第4のⅢの1の(7)及び(8)に定める「措置」については、漁業権行使規則で定めるものとする。

ウ 疾病発症が危惧される養殖種については、その入手に関して確実な意思決定を要することを漁業権行使規則で定めるものとする。

3 定置漁業権

(1) 夏網、秋網、周年網の区分は、原則として現行どおりとする。

ア 夏網 漁業時期が3月1日から11月15日までの期間内のもの。

イ 秋網 漁業時期が8月1日から翌年2月末日までの期間内のもの。

ウ 周年網 漁業時期が夏網と秋網にかかるもの。

(2) 既存漁場

ア 基準第4のⅣの1の(4)のアに定める「漁獲圧が増加しない場合」につい

ては、近隣漁場の漁獲状況等から総合的に判断する。沖出し又は移動を認める場合は、秋さけ及びくろまぐろ資源の保護に十分配慮して、区域の調整を行う。

イ 基準第4のIVの1の(4)のイに定める「大型クラゲや災害等による被害」とは、大型クラゲの大量入網や、集中豪雨で発生した漂流物による破網の頻発等の影響で、漁獲量が被害以前に比べ大きく減少している場合をいう。

ウ 基準第4のIVの1の(3)及び(4)のウの「やむを得ない事情」とは、海底地形の変化や海底の根等による漁具の被害が頻発するなど、経営上大きな問題があると認められる場合をいう。

なお、これらの場合、事実確認のため、調査結果、関係書類の提出を求められることがある。

また、沖出しについては、垣網の延長は認めない（岸側の区域を削る）。